

屋久島町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成26年7月18日(金) 午前9時30分から12時00分
- 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (0人)

欠席者

5. 議事日程

- 会議録署名委員の指名
- 報告第5号 農地法第3条の許可指令書の取消について
- 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農用地利用集積計画について
- 議案第23号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
- 議案第24号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 邦義
係長	川東 卓磨
主事補	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。
ただ今より平成 26 年度第 4 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 2 番の牧潤三委員にお願い致します。

憲章朗唱（2 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。任期中最後の定例総会を全員出席でむかえることができて、大変うれしく思います。3年間を振り返りますと最初の 1 年目にこれまで経験したことのない 3 件の事故がございました、その後 18 名の体制で 20 名分の農業委員会活動を続けてきたということになろうかと思います。そういう中で、毎年の利用状況調査・非農地調査等で確実な実績を積んできたという風に思っております。非農地につきましては、農業委員としてこれで良いのかという疑問を持ちながらの作業もあったかと思いますが、現在の中間管理機構あるいは日本型直接支払等を考えると守るべき農地を特定するというふうに言い聞かせて私も仕事に徹底してきたというふうに思っているところです。また本日は盛りだくさんの議題になっております。皆さんの積極的なご意見で進行できますようにお願いをいたします。

議事を進めてまいります。本日の会議録署名委員を 3 番委員、4 番委員にお願いをいたします。

議事に入ります。報告第 5 号・農地法第 3 条の許可指令書の取り消しについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 5 号・農地法第 3 条の許可指令書の取り消しについて、次のとおり報告します。

整理番号 3 番。申請人：賃借人 [REDACTED]

[REDACTED]、賃貸人 [REDACTED] さん。土地の所在：[REDACTED]
[REDACTED]、他 3 筆。地目：畑。4 筆の合計面積が [REDACTED] m²。利用状況：畑。第 1 種農地が 1 筆、第 2 種農地が 3 筆。4 筆ともに都市計画区域内です。事由『申請書類に誤りがあり、許可要件を満たさなくなつたため。』ということです。

この案件につきましては、6 月 24 日の定例総会の折に決定いたしましたが、4 ページの [REDACTED] の土地の権利者が [REDACTED] さんです。当初、登記の手続き中という説明でしたので、そのように思っていたんですが実際は登記の事実がなかったということになります。したがいまして面積等の許可要件を満たさないということになりました、今回許可指令の取り消しをした次第でございます。以上です。

会長

報告案件でございますが、解りにくい、もっと詳しく説明がいる点がございましたら意見をいただきます。いかがでしょう。

○番（農業委員）

事務局からの説明通り先月の総会で許可をいただいたんですが、担当の私の確認不足といいますか、本人に確認しましたら [REDACTED] で手続き中だという説明で、それ以上の確認をしておりませんでした。大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ないです。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見ないようですので、以上の通りご理解をお願いいたします。
続きまして 5 ページです。

会長	議案第 20 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第 20 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。</p> <p>整理番号 11 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、譲渡人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。土地の所在：[REDACTED]。地目：田。面積：[REDACTED] m²。農用地区域内です。利用状況：雑種地。営農計画及び耕作期間：果樹（アボガド・スモモ・オリーブ・ビワ・マンゴー）を 1 月から 12 月です。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といしまして、経営面積：所有面積が [REDACTED] m²、経験年数：申請人が 10 年、夫が 5 年、子が 5 年です。農機具等の保有状況：トラクター・1、大型草刈機・3、管理機・2 です。</p> <p>非耕作地についてですが、[REDACTED]、地目：畠、現況：畠、面積：[REDACTED] m² ということあります、平成 24 年の経営基盤で購入ということです。現況については畠とありますが、ほぼ山林状態とみてよろしいかと思います。それからもう 1 筆、[REDACTED]、地目：畠、現況：（時計草）ハウス、面積：[REDACTED] m² ということで、申請時において耕作はしていなかったということありましたので、事務局のほうで指導をいたしまして現在は整備に取り掛かっているという状況であります。</p> <p>周辺地域との関係につきまして『支障等は特にならないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>申請人は規模拡大を図りたいとの申請事由であります。非耕作地につきましては、説明の通りでございまして現在指導により整備中という状況でございます。このような現在の状況も含めまして地元委員の説明をいただければと思います。審議をお願いいたします。</p>
会長	整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	[REDACTED] さんは大々的に農業をされておりましたけども、旦那さんが [REDACTED] の方に集中しております。畠も相当あるんですが、手のかからない果物を作っている状況です。非耕作地もあるようですので、もう少し様子を見て、「これなら大丈夫だろう。」というまで待ってから許可した方が良いのではないかと思っております。
会長	担当委員からは非常に慎重なご意見でございます。整理番号 11 番について、皆さん方からご意見・ご質問等、いかがでしょう。
○番（農業委員）	時計草のハウスの中は何も植わっていないんですか。
○番（農業委員）	はい。今のところはですね。
事務局長	確認をしましたところ、以前は時計草とマンゴーを作っていたようですが、現在は管理をされておらず放置状態だということです。
会長	他の皆さんからございませんか。
○番（農業委員）	地元委員の話の通り、規模拡大ということですが今の状態では見合せた方が良いのではないかと思います。
会長	他にご意見ございませんか。
○番（農業委員）	これをほつといたら、改善されるんですか。まだ歳も若いですし可能

○番（農業委員）	性があるんだったら、認めて指導をした方が良いと思うんですが。
会長	ここに出てきている書類で判断する限り、非耕作地があるということが明確に示されておりますのでこの状態で許可をするということは、屋久島町農業委員会としての姿勢はそれで良いのと問われるという風に私は感じています。
○番（農業委員）	「非耕作地がありますから、ちゃんと耕作していないと農業委員会では認められないですよ。」ということは、本人には伝えてあるんですか。
事務局長	申請書に非耕作地について記載事項がございますので、本人にも伝えています。受付時に窓口で「このような状態であれば、なかなか厳しいですよ。ですからきちんと管理をして、耕作ができるような状態まで戻さないと。」という話はしております。 他にも農地があるんですけども、耕作なり管理なりきちんとするようにという指導はしております。
○番（農業委員）	依然として直っていないということですか。
事務局長	ただ、[REDACTED] m ² の農地につきましては、先ほども説明しましたように経営基盤の関係で平成24年に農業をやるということで制度を利用して購入をした経緯があるんですが、山林状態だったようです。非農地調査でも通知書を出していたんですが、その後に経営基盤を利用して農業をするということでしたが、現在もそのままの状態であるということです。
会長	24年度に取得となると、年数もそれほど経過していない。おまけに経営基盤法というのは特に取得に関して優遇処置を得た上で取得をしていますので、それがほとばりも冷めないうちに非耕作地になっている状態の中で、さらなる農地の取得を認めるというのは容易なことではないという風に私は認識しております。
	それでは担当委員さんの意見も踏まえた上で、私の方から提案なんですが、非耕作地という状態が8割・9割解消されるまで、この案件は保留ということではいかがでしょう。 (「異議なし。」の声あり)
○番（農業委員）	非耕作地があるということで躊躇されているようですが、譲渡人は高齢でこれから利用することはないと考えております。指導により整備中とありますが、進捗状況はどのようなもんでしょう。
事務局長	整備中というのは事務局の指導の後、本人も取り掛かりますということなんですが、実際はほぼ手つかずです。ここの隣接地も3反、2反ありますて、ついでに確認をして指導をしてから草払いや木の伐倒に取り掛かっている、今取り掛かり始めたという状況です。
○番（農業委員）	まず、申請に来られた時に事務局がその時点で指導して、「今出しても難しいですから、非耕作地に手を入れてから申請を出した方が良いんじゃないですか。」という指導をするべきじゃないのかというのが1点。 それから地元委員の意見を尊重しなければならないと私は思っております。譲渡人も高齢ですから、できれば早急にそこら辺りも指導してもらって、ある程度改善できればまた申請を上げてもらえれば認められることもあるわけですので、本日の場合はやはり保留という形をとつて、あとは本人たちのやる気次第だと思います。
会長	ただ今12番委員にまとめていただきましたが、そのようなことで保

会長	<p>留ということでおろしゅうございますか。 (「はい。」の声あり)</p> <p>それでは整理番号 11 番は保留ということに決定いたします。</p> <p>このことは申請人に連絡をして、非耕作地の解消を進めていただくようお願いをいたします。</p>
事務局長	<p>続きまして整理番号 12 番・13 番については譲受人が同一ですので一括審議をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>整理番号 12 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。</p> <p>申請人：借人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)、貸人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)。土地の所在地：[REDACTED] 、他 1 筆。地目：田。2 筆の合計面積が [REDACTED] m² です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ガジュツが 1 月から 12 月です。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況：経営面積は 0、申請人の経験年数：2 年、妻・2 年、子・1 年です。農機具等の保有状況：トラクター・2、動噴機・2、耕耘機・1 です。</p> <p>非耕作地はございません。周辺地域との関係につきまして『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)、譲渡人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)。土地の所在：[REDACTED] 、畑、 [REDACTED] m²。農用地区域内です。利用状況：畑。以下は整理番号 12 番と同一ですので、お目通しください。</p> <p>申請人は使用貸借で 5 年間の契約を結んだ上で新規就農ということでございます。それと併せて売買により 1 筆取得して、ガジュツを作るということです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えています。以上です。</p>
会長	整理番号 12 番・13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	<p>12 番・13 番は一括で説明したいと思います。借人は [REDACTED] に勤めておりましたが、現在は父親の経営する [REDACTED] の仕事をしております。12 番の借人と貸人は親子であります。13 番の譲渡人は父親のお兄さんとして、[REDACTED] に住んでおられるんですが屋久島に帰ってくることはないということで農地を売り渡すということです。</p> <p>場所ですが、13 ページに地図があります。[REDACTED] から [REDACTED] に向かっていきますと [REDACTED] がありまして、そのふもとにある土地です。申請地の農道沿いにあるのは申請人の自宅であります。今まで農作業やトラクターに乗ったりと父親の手伝いをしておりましたので、機械・労働力・技術ともに問題ないと思います。</p> <p>もう 1 筆ですが、14 ページをお願いします。左下にありますのは [REDACTED] で、真向かいに申請地があります。ここは荒れていたんですがスキを払ってトラクターを入れて、来年の作付けをする準備をしています。先ほど申しましたように、何ら問題ないと思います。</p>
会長	<p>整理番号 12 番・13 番について皆さん方からご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p> <p>異議なしの声でございますが、よろしゅうございますか。</p>

会長

(「はい。」の声あり)

整理番号 12 番・13 番について申請を許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 12 番・13 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 14 番です。

事務局長

整理番号 14 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED] m²。農用地区域内。利用状況：畠。営農計画及び耕作期間：ウコン・ガジュツ・甘藷・茶・柑橘が 1 月から 12 月です。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：[REDACTED] m²。申請人の経験年数：20 年、妻：10 年。農機具等の保有状況といたしまして、動噴・2、耕運機・2、トラクター・2 を導入予定でございます。

非耕作地はございません。周辺地域との関係につきまして『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は譲受人のおじさんにあたります。譲渡人は整理番号 13 番と同じで、高齢ですし県外に住んでいて屋久島には帰ってこないということで、ここにつきましても譲り渡すという話であります。

場所なんですが 17 ページをお願いします。右上に [REDACTED] と書いてありますが、[REDACTED] を山手に行きますと、[REDACTED] があります。申請地にはお茶が栽培されておりまして、父親がお兄さんから借りてお茶を栽培しております。今回、こここの名義を二男に変えるという申請であります。

申請人は機械・労働力・技術、全て○ということで何ら問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号 14 番について、皆さん方からご意見等ございますか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしの声でございますが、整理番号 14 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 14 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 15 番です。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 15 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。土地の所在：[REDACTED]・田、[REDACTED] 畠・畠。2 筆の合計面積が [REDACTED] m² です。農用地区域内。利用状況：畠。営農計画及び耕作期間：果樹が 1 月から 12 月、やまいもが 5 月から 3 月、オクラ・ニガウリが 5 月から 10 月、パッショングリーンが 4 月から 8 月です。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：[REDACTED] m²、経験年数：申請人が 10 年。農機具等の保有状況といたしましてトラクター・1、刈払機・1 です。

非耕作地の状況及び耕作の事業に供することができない事由といたしまして、『住宅の一部無断転用がありますが、当該地が農用地区域の

事務局長	ため無断転用部分の一部を分筆する予定です。現在は農振除外の手続き中で除外許可後、当該地中の住居が 20 年以上経過していることから、非農地証明願いで対応する予定です。』ということです。
	周辺地域との関係につきまして『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。
	この申請については、所有農地の一部が無断転用ということですが、地元委員のご意見を伺ったうえで審議をお願いしたいと思います。
会長	整理番号 15 番につきまして担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	資料の 20 ページをお願いします。■の少し上に申請地がございます。ここはずっと ■さんが作物を作っていました。今回、正式に土地を取得したいということのようございます。譲渡人は旦那さんが亡くなられて、子供を連れて実家の ■に引き上げております。私も 15 年以上見たことがございません。土地は ■さんがきれいに管理しているんですが、申請地の一部に宅地が建っております。後でも出でますが、この案件については許可しても良いかと思っております。
会長	整理番号 15 番について皆さん方からご質問等ございませんか。
○番 (農業委員)	今、農振除外の手続き中ということですけども、いつ頃手続きをしているんでしょうか。
事務局長	手続き中ということですが、実際には来月上がってくることになっております。
○番 (農業委員)	来月上がってくる。無断転用がある。非農地として対応する。ということであれば、私は認めるべきではないと思います。やはり、農用地の除外を先にして、除外されてから非農地証明願いを出してからの話ではないかという気がしますけども。
会長	私の方から詳しく説明をいたします。 私も最初聞いたときに間違って理解をしたんですが、今回 3 条で申請しているこの土地が住宅の一部無断転用、そして非農地で対応するという意味ではないです。
	ここに書かれているのは、現在所有権が直っている ■ m ² の非耕作地について、そのように対応することですね。
	当初私も ■ 番委員がおっしゃったように、許可を出しても面積の変更がある、許可後 1 年間は特段の理由がないと転用等が認められないということで、事務局から詳しく聞いたんですが。
	この申請地については純粹に畠である。が、所有している ■ m ² の非耕作地に住宅が建っており、無断転用の状態だということのようです。
○番 (農業委員)	この説明から見れば、分筆すれば 3 筆になるんじゃないのかというのを認めて良いのか。と思ったんですが。それにしてもやはり、 ■ m ² の無断転用をしっかりとから申請すべきではないかと思います。
会長	他の皆さんのご意見はいかがでしょう。
○番 (農業委員)	譲受人の方は、何をされている方ですか。
○番 (農業委員)	■の仕事がしたいと、勉強をされています。
○番 (農業委員)	無断転用をしている部分があって、このように対応していくと書かれていますが、そういうことをしない内に、新しい土地を求めてやっています。

○番 (農業委員)	きます。ということは、そこら辺りから考えて、申請に対して今の時点では私は理解ができないんじゃないかなと思います。 会長はどう思われているんですか。
会長	無断転用の事実はあるんですが、すでに住宅として 20 年が経過しているということに私は引っ掛かっています。20 年間私ども農業委員の指導もなく放置されてきたことも併せて考えて、今回の申請を許可しない理由になるかどうかということが引っ掛かっているところです。
○番 (農業委員)	ここは大山だったところで岩がごろごろしている場所なんで、畑には使えない場所ではあります。
○番 (農業委員)	無断転用があるということですが、申請地は [REDACTED] さんがすでに耕作をされているということですので、私は問題ないと思います。
○番 (農業委員)	順序をしっかりと対応しないと、これを認めるのはいかがなものかと。農地を買って農業することは良いことなんだけども、無断転用をしっかり手続きした後なら、すんなりいくんじゃないかなと私は思います。
会長	もう 1 つ、私がこの案件で最初に疑問を抱いたのは、この [REDACTED] m ² をどのような契約で取得したのかということです。時間的な余裕がなくて登記簿謄本の確認ができておりませんが、3 条であれば許可はないはずなんですね。もしかしたら家を作る目的で 5 条で取得しているかもしれない。そこら辺の確認はできておりませんが、少なくとも 3 条ではないというふうに受け止めております。 [REDACTED] m ² は地目が畑なんですが、地目の変更がなされていないだけではないのかと。
○番 (農業委員)	確認ができないというのは、書類の確認ができないということですか。
会長	いえ。法務局の登記簿謄本の確認ができないないです。
○番 (農業委員)	確認ができないというより、確認していないわけでしょ。
会長	申請人にはここまで提出する義務は課されておりませんので、確認はしておりません。
○番 (農業委員)	5 条で申請して許可を受けていれば、なんも問題ない話ですよね。そこら辺の確認をしないといけないんじゃないんですか。
会長	20 年が経過しております。通常、県に資料が保存されているのは 10 年までです。こここの書庫を巡れば、どこかに書類が残っているかもしれません、今回総会が早かったということもあってそこまでの確認に至っておりません。
○番 (農業委員)	この住宅の件と、申請の件と分けて考えて、確実に無断転用の対応をしてもらうと。そのようにはできないんですか。 農業をするという意欲の問題なんですね。農地を広げたいというのは良いことなんですから認める。引っ掛けているのは住宅の一部無断転用。しかも無断転用かどうかわからない。
○番 (農業委員)	そもそも、経営面積が [REDACTED] m ² 、規模拡大。 [REDACTED] m ² の中には家が建っていて、そこで何か作っているのかなと。規模拡大というのは不自然ではないかと思いますけど。

○番（農業委員）	家が建っている下の方にバナナやミカンを作つてはいます。
○番（農業委員）	農用地の除外申請も今からだと。まだ、していないわけですよ。非農地証明願いについても、今からだと。これを認めて、本人がそこらをしなかった場合、それで良いんですか。認めた後の指導をしつかりしていくかないと。ということですよ。私が言いたいのは。
会長	やはり、けじめや順序があるんじゃないですか。この土地についても3条はあり得ないだろうと言っておりますが、確認は出来ていないわけなんだから。ぴしゃっと確認してから出すべきだろうと私は思います。今日の場合は保留すべきだと思います。
○番（農業委員）	3条はあり得ないんじゃないかという話をしましたけども、方法としては3条の可能性もあるかと思います。つまり所有権は [] m ² 、残りの [] m ² 前後は利用権を設定して資格を得た可能性が残されます。が、20年を経過しているんであれば資料が残されているかどうかもわかりません。
○番（農業委員）	さっき出たように転用と3条を別の考え方として、地元委員の言うようにきれいに耕作して管理しているということですので、問題ないと思います。
会長	他にご意見ございませんか。 意見が分かれているようすで採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
○番（農業委員）	1つ良いですか。これを認めた場合、事務局は無断転用について責任を持って対応できますか。
会長	これがこのまま放置されるようであれば、県に無断転用で上げることになります。指導に従わないということであれば。最終的には県が場合によっては現地調査に来て、指示の裁定を行うという道が残されております。総会の場で出た以上、放置することはあり得ません。
	それでは、この2筆の申請地について許可をするか、あるいは保留するか。2つの選択肢が残されているかと思います。 いずれを選ぶかを採決でお尋ねしたいと思っております。 よろしいでしょうか。 (「はい。」の声あり)
	許可して差し支えないという方の挙手をお願いいたします。 9名です。 保留にするべきという方の挙手をお願いいたします。 8名です。 許可することに決定いたします。
	この件につきましては採決により許可することに決定いたしましたが、転用関係の義務は再度事務局からも指導をして、農林水産課とも連携を取りながら進めていきたいと思います。
	続きまして整理番号16番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号16番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畠、[]m ² 。利用状況：畠。営農計画及び耕作期間：野菜・マンゴーが1月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、經

事務局長

當面積が [] m²、申請人の経験年数が 18 年、妻が 15 年です。農機具等の保有状況といったしまして、耕運機・1、刈払機・3、動噴・1 です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係につきまして『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況につきましては『地区の話し合い活動に参加します。』ということです。

この案件につきましては、先ほどの報告第 5 号で許可の取り消しをした件と関連がございまして、改めて規模拡大のために申請が上がっておきます。再度登記の変更も含めて行うということです。したがいまして農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

報告した案件でございます。場所は先月も説明しましたが [] の墓地のすぐ上になります。[] さんの方に依頼をしているということでそれ以上の確認をしなかったんですが、今回、このように申請が出されてほつとしています。本人は農業に非常に熱心であります。申請している土地も、10 年以上使用しており野菜やマンゴーの栽培をして、売り上げもあるそうです。そういうこととして、息子さんが帰ってこられて手伝いをしておりまますし、何ら問題ないと思っております。以上です。

会長

整理番号 16 番について、皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

○番（農業委員）

許可の取り消しは 4 筆あったんじゃないかと思うんですが。

会長

そうですね。一般法人へ貸付ける『解除条件付きの貸付』ですので、全部を取り消したということです。

3 筆は [] さんの名義であったんですが、この 1 筆だけ名義人が違っていたということです。

登記変更の申請中だということで許可したんですけども、申請人側も私たち事務局側も確認不十分だと言われればその通りなんですが、代理人が専門の方だということで信用してしまったということです。

（「異議ありません。」の声あり）

異議なしの声でございます。

整理番号 16 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

許可することに決定いたします。

続きまして 25 ページ。議案第 21 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 21 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 10 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（[] 歳）、譲渡人 [] さん（[] 歳）。土地の所在：[] 、畠、[] m² のうち [] m²。利用状況：休耕地。第 2 種農地・都市計画区域内です。事由『現在居住している借家の老朽化がだいぶ進行しているため、自己の住宅を新築したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：所要面積が土地造成で [] m²、駐車場で [] m²、合計 [] m²。建築面積が一般住宅が [] m²、倉庫が [] m²、合計で [] m² です。

農振の除外申請についてはすでに許可済みということです。

この案件につきましては、周囲の営農に影響は考えられないということ

事務局長	とです。また周辺に 10ha 以上の農地の広がりもないことから転用についてはやむを得ないと思います。以上です。
会長	整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	数か月前に農振除外を認めていただいた土地についての申請です。除外の面積が [] m ² ということで審議していただいたわけなんですが、今回分筆された土地が [] m ² になっておりまして、この内の [] m ² だけ地目変更したいということです。本人に 2 回ほど会いに行つたんですが、なかなか会えず奥さんと話をしてきました。測量の段階でミスがあって [] m ² になったようでございます。周囲に耕作している農地も全然ありませんし、両隣住宅ですので特に問題はないと思います。
○番 (農業委員)	譲渡人は [] で分筆にも立ち会ったんですが、最初にここの土地がほしいと言われて農振除外を出すときに、「だいたいこのくらい分けてほしい。」と言われてまして、はっきりとした分筆をしていなかつたんですが、役場の方がこられて「ちょっと多めだけど [] m ² くらいですね。」と言われて申請したんですが、実際分筆して測量してみると [] m ² あったということです。本人には「農業委員会へ行って相談してから申請を出すように、[] m ² できればそうしてもらった方が良いんじゃないですか。」ということを話したんですが。[] m ² の内 [] m ² ということは [] m ² が農地として残るわけですよね。しかもここは段差があるから法面なんかもあるんですけど。どうしたらいいんでしょうか。
○番 (農業委員)	私も端数を残しても大変だから、[] m ² すべて地目変更したら? と言ったんですが、奥さんだったからか。なかなか用を得ませんでした。
○番 (農業委員)	本人には事務局へ行くように話をしたんですけど。
会長	一般的には [] 、 [] m ² という形で分筆が完了して特定できておれば [] m ² で申請をする。なぜ [] m ² にならざるを得ないのかという理由が、今の説明からすると段差があるからやむを得ないということであれば、可能だと思います。
事務局長	相談があって、農林水産課の方で残りの [] m ² の農振の除外申請を上げる予定だということです。申請を上げて許可が出ましたら再度地目を変更するという予定だそうです。
会長	ですので、こここの地目変更への作業を進めている途中ということです。
会長	手続きが前後しますけども、[] m ² の除外の許可・認可が遅れるということです。
○番 (農業委員)	他に皆さん方からご質問等ございませんか。
○番 (農業委員)	質問と言いますか、教えてください。 [] m ² の内 [] m ² は宅地になりますよね。残りの [] m ² も除外が認められれば宅地になるんですか。
会長	手続き上は [] は [] m ² ありますので、その内 [] m ² だけを宅地に変更することは、法務局では通常あり得ないです。そうすると、[] m ² しか使わないということであれば、[] m ² 分は再度分筆をかけなければいけないということになります。ですから時間がかかりますけども、[] m ² 分が除外されるのを待つてから [] m ² の転用申請をしなおすか、あるいは今日の転用申請の [] m ² を [] m ² に変更して県に上げることは可能だと思います。内 [] m ² は除外申請中という形で。

○番（農業委員）

いろんなことがあって面積に誤差が出たわけなんですが、分筆はしているわけなんですから、今日の時点で [] m²でできるとすれば、申請人は同意すると思うんですが、確認をして認めるということでどうですか。あくまで本人の同意を得てですよ。

会長

[] 番委員の提案は、[] m²で認めるという方向で書類はそれに沿った形で出しなおしてもらうということで、良いですか。

○番（農業委員）

農林水産課との関係はどうなんですか。

会長

除外する段階で申請人が [] m²で良しとして申請をあげて [] m²分の除外が認められたという話で、このような行き違いであと [] m²が漏れていたということであれば認められない理由は考えにくいですね。時間はかかりますが。

○番（農業委員）

本人は [] m²を望んでおります。

会長

[] m²と [] m²で分筆をすれば、すぐに登記ができるんですけども、[] m²で転用しようとすればできますが、除外に時間がかかるということです。5か月・6か月くらい。

この申請については [] m²のうち [] m²で許可をして、残り [] m²については除外申請をするとともに転用申請を行うと。そうしないと、申請人が建築を10月くらいに予定しているそうですので、計画の時期が大幅にずれてしまうことがありますので、このようなこといかがでしょう。

（「異議なし。」の声あり）

それでは整理番号10番については、このとおり申請を許可するということでご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

続きまして整理番号11番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号11番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（[] 歳）、譲渡人 [] さん（[] 歳）。兄弟ということです。土地の所在：[] 、同じく []。地目：畑。2筆の合計面積が [] m²。利用状況：休耕地。第2種農地です。事由『現在、[] として [] の [] に居住しているが、平成27年3月末日、同職場を退職し故郷の屋久島で居住するため、弟 [] から申請地の贈与を受け、同地に自宅を建築し居住するため。』ということでございます。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が [] m²、駐車場・洗濯物干場が [] m²、所要面積の合計が [] m²。一般住宅の建築面積が [] m²、合併浄化槽が [] m²、建築面積の合計が [] m²です。

申請地は36ページの航空写真的通り、住宅が点在しております転用についてはやむを得ないのかなと思っております。農地区分につきましては10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断しております。以上です。

会長

整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人の関係は兄弟です。[] で働いておりますが、定年になつたら地元に戻りたいということです。36ページの地図を見てください。[] の [] があって、道下になります。ここはもともと1筆だったんですが、道を通すために分筆されております。道を挟んで家と駐車場にする計画です。何にもないところですので問題ないと思います。

会長

整理番号 11 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ありませんのご意見でございます。

整理番号 11 番について、同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして議案第 22 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 22 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 6 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。

申請人：借人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) 、貸人 ([REDACTED]

[REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) 。土地の所在： [REDACTED] 、他 2 筆。

現況地目といたしまして 1 筆が畑で、 2 筆が田です。 3 筆の合計面積が [REDACTED] m² 。

農用地区域内。作物：バレイシヨ。契約期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED]

月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までの [REDACTED] 年間。借料は無料です。利用

権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：

ジャガイモ・サツマイモ・ウコン・サトイモ。経営面積： [REDACTED] m² 。

従事日数： 250 日。農機具等の保有状況：トラクター・ 5 、軽トラ・ 2

です。

借人は大規模な農業をされておりまして認定農業者でもあります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 6 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

申請地は 3 筆になっておりますけども、現状は 1 枚の大きな畑になっております。 [REDACTED] 君が借りておったんですが、 7 ・ 8 年使っていない様で、 [REDACTED] さんが借りることになったようです。以上です。

会長

整理番号 6 番について皆さん方からご質問ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

整理番号 6 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 7 番です。

事務局長

整理番号 7 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：

譲受人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) 、譲渡人 [REDACTED]

さん ([REDACTED] 歳) 。親子関係でございます。土地の所在：

[REDACTED] 、他 5 筆。現況地目：畑。 6 筆の合計面積が [REDACTED] m² 。

内容：茶。移転時期：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。対価は無償です。利用権の設定を受け

る者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：

0 m² 。従事日数： 250 日。農機具等の保有状況：なし。

親子関係でございまして、所有権移転による贈与ということであります。 2 人とも認定農業者であります。したがいまして農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。

会長

整理番号 7 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

さんはさんの長男で、昨年後継者として帰ってこられています。やはり若い人の考え方、お父さんの考えが食い違つて、衝突もあるようですが、土地の一部を息子さんに譲つて責任を持ってやらせたいという思いがあるようです。君も好青年で非常に頑張っておりますので何ら問題ないと思っております。以上です。

会長

整理番号7番について皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょう。

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号7番は計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号8番と9番は関連がございますので一括で審議を進めます。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号8番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：
譲受人 [REDACTED] さん、
譲渡人 [REDACTED] さん([REDACTED] 歳)。土地の所在：
[REDACTED] 、他2筆。現況地目：畑。3筆の合計面積が [REDACTED] m²。農
用地区域内。内容：茶。移転時期：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。対価：
円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な經
営作物：茶。經營面積： [REDACTED] m²。従事日数：240日。農機具等の保
有状況：荒茶工場・200kgライン、乗用茶摘採機・4、乗用茶園管理機・
5、耕耘機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・
4、ライトバン・1、超水槽スプリンクラー・一式。

整理番号9番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。
申請人は借入人、貸入ともに整理番号8番と同一です。土地の所在：
[REDACTED] 、他1筆。現況地目：畑。2筆の合計面積が [REDACTED] m²。
農用地区域内です。作物：茶。契約期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成
[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までの [REDACTED] 年間。借料：1筆が年間 [REDACTED] 円、1筆が年
間 [REDACTED] 円となっております。以下は整理番号8番と同一ですのでお
目通しください。

皆さんご存知の通り農業生産法人でありますて、認定農業者であります。したがいまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号8番・9番について皆さん方からご意見等ござりますか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号8番・9番について計画を認めることにご異議ございません
か。

(「はい。」の声あり)

整理番号8番・9番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号10番です。

事務局長

整理番号10番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。
申請人：借入人 [REDACTED] さん([REDACTED] 歳)、貸人
[REDACTED] さん([REDACTED] 歳)。土地の所在： [REDACTED] 、畑、 [REDACTED] m²。
内容：野菜(ズッキーニ・トウモロコシ)。契約期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月
[REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。借料：年間 [REDACTED] 円。利用権の設定を受
ける者の農業経営の状況といたしまして、主な經營作物：ポンカン・タ
ンカン・肉用牛。經營面積：所有面積が [REDACTED] m²。従事日数：200日。
農機具等の保有状況：軽トラック・1、2t トラック・2、管理機・1、

事務局長

動噴機・1、刈払機・3、生産牛・55頭。

この申請につきましては父親が認定農業者です。この父親と一緒に果樹・肉用牛と、積極的に取り組んでおられるようです。従いまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号10番について担当委員のご意見をお願いいたします。

この案件については私の方から説明をいたします。

47ページの地図をご覧いただいて、私の家から■寄りに■の家がございますけども、そこから■m弱海岸寄りに位置しております。借人は認定農業者の娘さんでございまして、あえて申請人が独自で作付けをするということでございまして、■に供給する野菜を作るということでございます。これまでも別の方が借りて作っていたようですが、貸し借りを明確にするということで今回の申請があがつております。何ら問題ないと判断しているところです。

整理番号10番について皆さん方からご質問等ございますか。

(「異議ありません。」の声あり)

異議なしの声でございます。

整理番号10番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第23号・農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第23号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。

整理番号3番。変更区分：農用地編入。申請人：

■。土地の所在：■、他1筆。地目：山林。2筆の合計面積が■m²。利用状況：耕作地です。お茶が栽培されております。変更自由『茶園の規模拡大のため。』

申請地についてはすでに生産されているということですので、約■m²と大きな面積ではありますが問題はないかと思われます。

会長

次の整理番号4番までいきますか。

事務局長

整理番号4番。変更区分：農用地編入。申請人：

さん(■歳)。土地の所在：■、他4筆。地目：4筆が山林、1筆が原野です。5筆の合計面積が■m²。利用状況：不耕作地。変更自由『父が茶園農家であり茶を栽培しているが、その後継者として申請人が屋久島に帰ってきたことにより、耕作面積を拡大したい。』ということです。

こちらについても大変大きな面積でございますが、開いて茶を作ることですので、問題ないかなと思っております。以上です。

非農地の調査を進めている中で、農用地に入るということですので大変よろしいことではないかと思っております。

会長

整理番号3番・4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

まず場所から説明いたします。51ページを見ていただきまして縦に県道が通っておりまして、■がございます。■さんが所有していた土地で、山林のまま茶を植えておりまして■さんの方に譲られたということです。現在、お茶をきれいに植えられておりますので何の問題もなく農用地として編入しても良いと思っております。

隣接して■君の土地がありますけども、現地を見てきましたら結構

○番（農業委員）

段差もあって山林化しておりますが、かなり造成が大変だと思いますけど、お父さんの[]さんも、こういったところを造成して、今のように立派な茶園を作られておりますので、ここも後々にはすばらしい茶園になるだろうと期待をしております。

この2件の案件につきましては、なんの異存もありません。

会長

整理番号3番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
(「異議なし。」の声あり)

異議なしの声でございます。整理番号3番・4番については農用地に編入することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号3番・4番は農用地に編入することに決定いたします。

続きまして58ページです。議案第24号・非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第24号。非農地証明願いについて、次の通り非農地証明願いがあつたので議決を求める。

整理番号9番。申請人：[]さん（[]歳）、代理人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、他1筆。地目：畠。2筆の合計面積が []m²。第1種農地です。非農地に至った理由並びに現在の耕作状況：『高齢かつ[]で病気療養中であり、また後継者もいないことから、10年前から耕作を放棄している状況である。また今後も継続して管理することは不可能で、復元するにも困難なため農地としての性質を保てない状態となっている。』ということです。

申請地は[]から西に6kmに位置し、申請人は現在[]で療養中であり、申請人の妻も申請人についてほとんど[]に滞在している状況であり、耕作することは大変難しいこと、また申請地も雑木等が生い茂っており、再び農地として再生するには多大な費用と労力を要さねば難しいことから、当該地は非農地とみてやむを得ないと思われます。

会長

整理番号9番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

病気療養ということで夫婦とも[]に住んでいる状態です。現場につきましては61ページに出ておりますが、[]の[]から[]方面へ走りまして、県道から少し入ったところです。この申請地の真ん中には[]の私有地があります。年内にも申請が出たんですが、その時はいくらか手が加えられているということで見送っておりますけども、今回は隣接委員にも立ち会いをしていただきまして誰が見てもやむを得ないだろうということで、みなさんのご理解をお願いしたいところです。以上です。

会長

整理番号9番について皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。
(「異議なし。」の声あり)

異議なしの声でございます。

整理番号9番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号9番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号10番です。

事務局長

整理番号10番。申請人[]さん（[]歳）、代理人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]

事務局長

■、畑、■m²。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『耕作をせず20年放棄してしまった。申請人自身の高齢化等の理由もあり、現在の状態に至っている。』ということです。

申請地は■から北東に約700mほどに位置し、雑木が生い茂っている状態であります。また、申請人が遠地に引っ越しすこと、土地の地形的にも石が多く、耕作するのに適さない状態であることから非農地とみてやむを得ないと思われます。

会長

整理番号10番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

65ページに写真がございますが、申請地は自宅のすぐ裏側にあります。昔はビワを植えていたようですが、現状は66ページのように山になっております。2/3は石です。奥さんも具合が悪いし本人たちも年だということで、■の息子さんのところに転居するといいますか、もうすでに行っております。やむを得ないと思っております。

会長

整理番号10番について皆さん方からのご質問・ご意見、いかがでしょう。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしの声でございます。

整理番号10番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号10番について非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号11番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号11番。申請人：■さん（■歳）。土地の所在：■、畑、■m²。第1種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『会社勤務が多忙であり、また申請地に竹が増え広がり管理できおらず、畑として再利用するには多大な費用がかかる。』ということです。

申請地は■から北東に約2kmに位置しており、■の斜め上にございます。雑木や竹が生い茂っており農地としての性質を失っているといえます。また申請人の経済的理由等を考えると、申請人が申請地の管理まで手が回らないのも十分考慮すべきことであり、非農地とみてやむを得ないと思われます。

会長

整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

68ページをご覧ください。■の斜め上に申請地はございます。69ページに現地写真がございますが一部手前の方は杉と竹が伐採されておりますが、ここは町の防災無線の工事で電線を張るということで農協の方で伐採をしております。奥の方は写真通り竹と杉と大木が生い茂っております。ここを農地に復元するとなると、かなりの費用がかかりますし、申請人も■をしておりまして農業をしている時間もなく、奥さんも勤めておりますので地元としてはやむを得ないかなど判断をしております。以上です。

会長

整理番号11番について皆さん方からご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号11番は非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号11番は非農地として認めることに決定いたします。

会長	続きまして整理番号 12 番・13 番は申請地が一体化しておりますので一括審議をしていきます。
事務局長	整理番号 12 番。申請人：[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、他 1 筆。地目：畠。2 筆の合計面積が [REDACTED] m ² 。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『申請人が相続する前から 40 年近く耕作しておらず、申請人も高齢であり現在耕作している土地以上の耕作が難しいため。』ということです。
	整理番号 13 番。申請人 [REDACTED]さん、([REDACTED]さん ([REDACTED]歳)。土地の所在：[REDACTED]、他 1 筆。地目：畠。2 筆の合計面積が [REDACTED] m ² 。第 1 種農地、都市計画区域内。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『相続により土地を取得したが、申請人が現在 [REDACTED] に居住していることもあり、耕作することが大変難しいため。』ということです。
	申請地は [REDACTED] から北に約 2.5m に位置しており、雑木・駄竹等が生い茂り、農地として再生するには多大な費用と労力を要すること、申請人の年齢等を考慮すると非農地としてやむを得ないと思われます。以上です。
会長	整理番号 12 番・13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	現地調査の際には不在で立ち合いができなかつたんですが、以前から遊休農地の調査の際に農地として×で判定していたところなんですが、72 ページの [REDACTED] の横の道を上にあがって行ったところに隣接してあります。74 ページの現地写真でもわかりますように山林化した状態です。
	[REDACTED]さんはご主人とポンカン・タンカン・トマトなんかも頑張っておられるんですが、遺産分与で相続されたものの手が回らず手つかずのまま現状に至っているようです。今後も年齢的にここを農地として使うことは難しいということですし、[REDACTED]さんも [REDACTED]におられまして帰ってくることもないようです。農地に復元するにも難しい状態ですし、やむを得ないのではないかと思っております。以上です。
会長	整理番号 12 番・13 番について皆さん方からのご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。
○番 (農業委員)	担当委員が不在だったということで隣接で立ち合いをしてまいりましたが、現地は雑木。周辺も山ということで何ら問題はないと考えております。
会長	他にご意見ございませんか。 (「ありません。」の声あり)
	整理番号 12 番・13 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)
	整理番号 12 番・13 番は非農地と認めるに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時00分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

3番

4番

平成26年7月18日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久